

令和4年（2022年）第5回可児市議会定例会提出議案説明書

認定第1号	令和3年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	令和3年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	令和3年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	令和3年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	令和3年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	令和3年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	令和3年度可児市可児駅東土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	令和3年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号	令和3年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
認定第10号	令和3年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について
認定第11号	令和3年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について
認定第12号	令和3年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について
認定第13号	令和3年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について
認定第14号	令和3年度可児市水道事業会計決算認定について
認定第15号	令和3年度可児市下水道事業会計決算認定について

議案第51号	令和4年度可児市一般会計補正予算（第4号）について
議案第52号	令和4年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第53号	令和4年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第54号	令和4年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第55号	令和4年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第56号	令和4年度可児市下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第57号 可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

人事院規則等の改正に準じ、改正するもの。

(2) 改正内容

【第2条第4号ア】非常勤職員が子の誕生日から起算して57日間以内に育児休業を取得する場合は、当該期間の末日から6箇月を経過する日まで引き続き在職見込みであれば育児休業を取得できる旨を規定する。

【第2条第4号イ、ウ】非常勤職員の子の1歳到達日後の期間における育児休業の取得要件について規定を整備する。

【新第2条の3第3号ア、新第2条の4第1号】非常勤職員が子の1歳から1歳6箇月到達日又は1歳6箇月から2歳到達日の期間の途中において夫婦交代で育児休業が取得できる旨を規定する。

【旧第3条第5号、第11条第6号】再度の育児休業の要件である育児休業等計画書により申し出る場合を削除し、当該計画書を「育児短時間勤務計画書」に改める。

【新第3条第7号】育児休業をしている非常勤職員について、任期が更新され、又は引き続いて採用される場合には、再度の育児休業が取得できる旨の規定について、任期付職員についても同様の取扱いをすることを規定する。

(3) 施行日／令和4年10月1日

議案第58号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

令和4年9月30日に任期満了となる現委員の星野廣典さんを引き続き選任することについて、議会の同意を求めるもの。【地方税法第423条第3項】

議案第59号 教育委員会委員の任命について

令和4年9月30日に任期満了となる現委員の丹羽千明さんの後任を任命することについて、議会の同意を求めるもの。【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項】

氏名	住所
梶田 知靖	可児市下恵土*****

議案第60号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。【人権擁護委員法第6条第3項】

氏名	住所
加藤 準一	可児市今渡*****
堀井 玲子	可児市桜ヶ丘*****
荻野 伊久雄	可児市広見*****
三好 英隆	可児市西帷子*****

議案第61号 令和3年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和3年度可児市水道事業会計決算における当年度未処分利益剰余金について、資本金及び建設改良積立金に処分するもの。【地方公営企業法第32条第2項】

議案第62号 令和3年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和3年度可児市下水道事業会計決算における当年度未処分利益剰余金について、資本金及び減債積立金に処分するもの。【地方公営企業法第32条第2項】

○提出議案数／認定15 予算6 条例1 人事3 その他2 合計27

【諸般報告】

報告第 8 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するもの。【地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項】

報告第 9 号 出資法人の経営状況説明書について

次の出資法人の経営状況説明書を報告するもの。【地方自治法第 243 条の 3 第 2 項】

公益財団法人可児市体育連盟

公益財団法人可児市文化芸術振興財団

報告第 10 号 放棄した債権の報告について

市が放棄した債権を報告するもの。【可児市債権管理条例第 11 条第 2 項】

学校給食費（30件）	債権額	495,367円
水道料金（18件）	債権額	201,866円